あなたの健康を守る
国民健康保険制度（国保）

ふだん、どんなに健康でも、いつ病気やけがに襲われるかわかりません。そんなときに、お金がなくてお医者さんにかかれなかったり、医療費が高額になって経済的な苦境に立たされてしまったら大変です。

国保は、そういう場合に備え、加入者の収入等に応じて、保険税を出しあい、みんなで助け合おうという「相互扶助」を目的とした制度です。

国保のしくみ

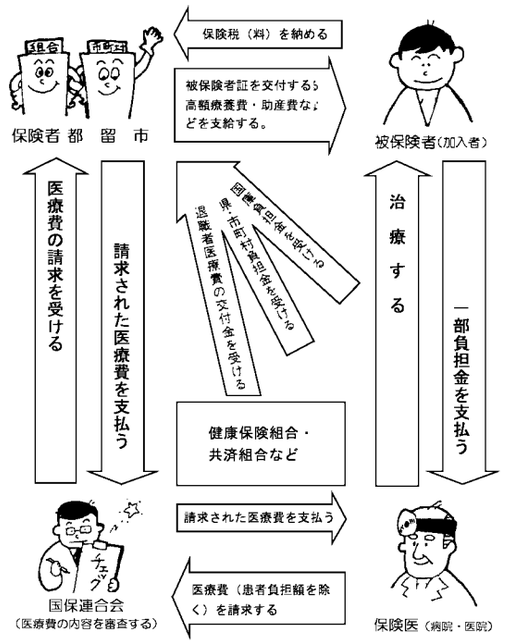

◆未来へと育てていこう みんなの国保

国保の事業は、けがや病気をして、お医者さんにかかったとき、医療費の負担をすることです。

そのほか、お産があったときの助産費（十三万円）、お葬式のときの葬祭費（一万円）なども支給しています。これらを「保険給付」といい、国保の事業であるとともに、国保の大きな目的でもあります。

国保を運営しているのは、保険者（都留市）です。職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、都留市に住んでいる人は、みんな国保の加入者（被保険者）になります。

都留市の人口　三二、六六三人
国保加入者　一二、九三九人
（平成二年四月一日現在）

一人ひとりが被保険者

国保では、未成年者や幼児、あるいは一家の世帯主や家族の区別なく、平等に加入します。したがって、一人ひとりが被保険者です。

加入は世帯ごと、代表は世帯主

一人ひとりが被保険者でも、国保へは世帯ごとに加入します。加入手続きは世帯主がまとめて行い、一世帯に一枚の保険証が交付されます。

増え続ける医療費

医療費が年々増え続けています。医療費の増加は、みなさんの大切な国保財政をゆるがすばかりではなく、みなさんが支払われる保険税の値上げということで補わなければなりません。

ところで医療費は、どうして増加するのでしょうか。

増加の原因は、医療技術のめざましい進歩により、医療サービスにかかる費用が増大したことや、人口の高齢化による成人病など慢性的病気の増加があります。成人病は習慣病ともいわれています。

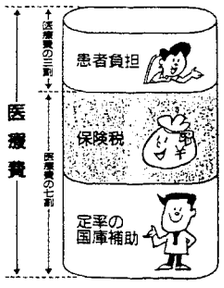

不健康な生活をしたり、お医者さんを信頼せず、むやみに医療機関を転々と変えたりすれば、その分、医療費が増えることになるのです。

したがって、「医療費の増加はしかたのないもの」とあきらめる前に、日頃から健康づくりを心がけたり、定期的な健診で病気の早期発見・早期治療に努めるなど、医療費節約にご協力願います。

お年寄りの医療

お医者さんにかかるとき

年齢が七十歳以上（※一定の障害のある人は六十五歳以上）になると、すべて老人保健制度により医療を受けることになります。しかし、国保に加入している人が老人保健制度の対象になったからといっても、国保を抜けるわけではありません。保険税はいままでどおり納めてください。

※一定の障害のある人とは

①国民年金の障害基礎年金（一級、二級）の認定を受けた人

②身体障害者手帳の一級、二級、三級の全部、四級の音声言語機能障害、四級の下肢障害の一号、三号及び四号を受けた人

などです。

受診の際は、保険証と健康手帳・医療受給者証を窓口へ提出してください。窓口で支払う一部負担金は次のとおりです。

外来（通院）…医療機関ごとに毎月最初の診療日に八〇〇円支払う。総合病院では各診療科をそれぞれ別の病院として扱います。

入院…一日四〇〇円を入院日数分支払う。ただし、住民税が非課税で、老齢福祉年金を受けている人は、一日三〇〇円を二ヵ月間の限度で支払う。